

ID: 60

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	立退き命令		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町蓮のギャラリー等条例施行規則 第9条		
例 規 番 号	平成11年 教育委員会規則第3号		
<p>【根拠条文】 (入場の禁止) 第九条 教育委員会は、条例第六条の使用の取消し等に該当する事項のほか、施設内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者の入場を禁止し、その者に対し速やかに立ち退きを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日